

m a c 郡家店 (No.1363)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 7 年 6 月 27 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 郡家店
丸亀市郡家町 3270 番地 1 外
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 水路に土砂が流出しないように留意し、流出した場合は早急に対応すること。
 - ・ 法定外公共物に影響がある場合（形状変更等）、申請書を提出し許可を得ること。
 - ・ 水利権者等と協議し、同意を得てから事業を進めること。
 - ・ 生活環境保持の一環として、排水処理施設の排水量の管理、排水先の確認を行い、農道・水路を介し一部隣接している農用地区域内の農地の耕作への影響を最小限に抑えるよう配慮すること。
 - ・ 開発予定地の周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないように配慮すること。
 - ・ 大規模小売業は丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定に該当するため、必要な届出を行うこと。
 - ・ 騒音規制法や振動規制法などの各法令に該当する場合、各法令に基づく届出を行うこと。
 - ・ 環境面において、工事中も含めて周辺の環境に配慮し、特に夜間騒音について、規制基準を満たすこと。また、苦情が発生した場合は誠意を持って対応すること。
 - ・ 地元雇用に努めること。
 - ・ 地元業者の積極的な利用に努めること。
 - ・ 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
 - ・ 通行により土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課
縦覧期間： 令和 7 年 11 月 10 日から令和 7 年 12 月 10 日まで